

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
〇 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	【規則】	組合指導課	完了	目次
〇 岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則	（以上県例規集登載）	〃		
〇 岡山県公印寸法第四条の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印の一部改正	【告示】	総務学事課		
〇 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正	（以上県例規集登載）	農政企画課		
〇 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	【公告】	県民生活交通課		
〇 基本測量の実施		監理課		
〇 道路の位置の指定		建築指導課		
〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		〃		
〇 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃		
				担当課（室）

◎岡山県規則第五十二号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)7の項7中「実地検査」を「実地調査」に改める。

別表第三財政課の部3の項2(6)中「繰越明許費」を「繰越明許費予定額」に改める。

別表第三税務課の部2の項1中「15」を「11」に改め、同部3の項1中「地方税法」

を「地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）附則第5条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の地方税法」に改め、同部12の項1中「8」を「7」に改める。

別表第三航空企画推進課の部1の項6を削る。

別表第三くらし安全安心課の部8の項中「特定製品」を「消費生活用製品」に改め、同部9の項15中「資料提出及び立入調査」を「及び立入調査等」に改める。

別表第三環境管理課の部2の項2(2)から(4)までの項中「揮発性有機化合物発生施設」を「揮発性有機化合物排出施設」に改め、同項(5)中「ばい煙排出量」を「ばい煙排出量等」に改め、同(5)中「ばい煙量減少措置」を「ばい煙量減少等の措置」に改め、同部5の項2(2)中「河川管理者」の次に「及び環境大臣」を加える。

別表第三自然環境課の部1の項2(2)中「第2項」の次に「第16条第4項」を加え、同部6の項3中「生息地等保護区」を「生息地等保護区等」に改め、同部7の項1中「第7条第4項第9号」を「第7条第4項第8号」に改め、同項2中「第7条第4項第10号」を「第7条第4項第9号」に改める。

別表第三保健福祉課の部7の項2中「解職」を「解嘱」に改め、同項3中「指導監督」を「指導監督」に改める。

別表第三生活衛生課の部3の項1中「許可」を「認可」に改め、同部8の項6中「改善命令」を「改善の指示」に改め、同項11中「に対する措置命令」を「の設置者に対する措置の指示」に改める。

別表第三医薬安全課の部14の項1(2)中「岡山県小児慢性特定疾患児日常生活用具給付

事業費補助金交付要綱」や「岡山県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要綱」における。

別表第三児童福祉課の部 1 の項 2 (6) 中「変更」の次に「、停止」を加え、同部 8 の項 1 (3) 中「支給の取消し及び一時支払の停止」や「不支給の決定及び支払の一時差止め」における、同部 2 (2) 中「支給の停止及び」や「不支給の決定及び支払の」における。

別表第三経済支援課の部 9 の項 4 中「、第 37 条」を挿入。

別表第三労働雇用政策課の部 9 の項 1 (1) 中「第 41 条第 1 項、第 43 条の 3 第 1 項」や「第 37 条第 1 項、第 43 条第 1 項」における、同 1 (2) 中「第 43 条の 2」や「第 42 条」における。

別表第三総合振興課の部 8 の項 中「の施行」や「(昭和 31 年法律第 102 号) の施行」における、同部 11 の項 1 中「第 16 条、第 17 条」や「第 17 条、第 18 条」における。

別表第三農産課の部 18 の項 3 中「、第 29 条」を挿入、同部 4 中「、第 47 条」を挿入。

別表第三畜産課の部 24 の項 2 中「2 の」や「管理基準を遵守すべき旨の」における、同部 25 の項 5 中「規則第 11 条」や「岡山県卸売市場条例第 11 条」における、同部 9 中「名称変更(廃止)等」や「名称変更等」における、同部 22 中「費用負担」の次に「の決定」を加える。

別表第三林業課の部 1 の項 1 (14) 中「聴取」や「徴収」における、同部 8 の項 1 中「第 7 条第 4 項第 7 号」や「第 7 条第 4 項第 6 号」における。

別表第三農村振興課の部 4 の項 2 中「第 8 条第 4 項」や「第 8 条第 6 項」における、同部 15 の項 1 中「第 7 条第 4 項第 2 号」や「第 7 条第 4 項第 1 号」における、同部 17 の項 2 中「第 17 条の 15 第 4 項」や「第 17 条の 27 第 4 項」における。

別表第三林業課の部 19 の項 中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」や「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」における。

別表第三治山課の部 11 の項 1 中「第 7 条第 4 項第 4 号」や「第 7 条第 4 項第 3 号」における、同部 2 中「第 7 条第 4 項第 5 号」や「第 7 条第 4 項第 4 号」における。

別表第三水産課の部 18 の項 2 及び 3 を挿入、同部 32 の項 1 中「第 7 条第 4 項第 6 号、第 7 号」や「第 7 条第 4 項第 5 号、第 6 号」における。

別表第三道路建設課の部 1 の項 1 (4) を挿入。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第五十三号

岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産関係組合等検査規則（平成十二年岡山県規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二条第五号中「農業協同組合法」の下に「第十一条の十九第一項第四号に規定する共済代理店、同法」を加え、「子会社等、」を「子会社等及び」に改め、「及び共済代理店」を削り、「並びに水産業協同組合法」を「水産業協同組合法第十五条の四第一項第四号に規定する共済代理店並びに同法」に改める。

第七条第一項中「の属する月の前月の末日」を「（以下この項において「検査着手日」という。）前の直近の組合等の執務を行う日」に改め、同項ただし書中「検査に着手した日の属する月の前月の末日」を「その日」に、「検査に着手した日の直近」を「検査着手日の直前」に改める。

様式第一号及び様式第二号（裏面）中「~~第15条第1項~~」を「~~第16条第1項~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に既に終了し、又は着手している検査については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に発行されている改正前の様式第二号による身分証明書は、当分の間、改正後の様式第二号による身分証明書とみなす。

◎岡山県告示第五百五号

平成十七年岡山県告示第二百五十三号（岡山県公印寸法第四条の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

別図二一を次のように改める。

二一

※ 印影（別図二一）については、省略

◎岡山県告示第五百六号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金から適用する。

平成二十八年九月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表環境文化部の部有害鳥獣駆除班活動奨励補助金の項及び狩猟による捕獲促進事業費補助金の項を削る。

表農林水産部の部フレッシュ農産物販売促進事業費補助金の項中「販路拡大」を「販路開拓」に、「認める」を「適当と認める」に改め、「1及び3については、「及び2については、間接補助事業費の二分の一以内又は定額。ただし、五百万円を限度とする。」を削り、同部六次産業化ネットワーク活動交付金の項中「六次産業化ネットワーク活動交付金」を「岡山県六次産業化ネットワーク活動交付金」に、

「 2 推進事業 」		「 2 推進事業（事 業者タイプ） 3 推進事業（地 域タイプ） 」	
を		に、「3」を「4」に、「4」	

を「5」に改め、同部土地改良事業補助金の項中「平成二十七年度」を「二次災害が予想される地区における施設に係る調査計画事業であつて平成三十年度」に、

「 基幹水利施設スト ックマネジメント 事業 」		「 補助基本額の五〇 パーセント以内 を 」	
「 基幹水利施設スト ックマネジメント 事業 」		「 補助基本額の五〇 パーセント以内 」	

農業基盤整備促進事業	農業水利施設保全 合理化事業		土地改良施設P C B 廃棄物処理促進 対策事業
補助基本額の五〇パーセント以内。 ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、五パーセント以内	補助基本額の五〇パーセント以内		

を

地域農業水利施設 ストックマネジ メント事業			
補助基本額の五〇パーセント以内。 ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、五パーセント以内			

に、

金の項を次のように改める。

岡山県土地改	土地改良事業	岡山県	1	施設・財務管	補助基本額の四分
に改め、同部水土総合強化推進事業補助					
農業基盤整備促進事業					
定額又は補助基本額の五〇パーセント以内（離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、五五パーセント以内）					
農業水利施設保全合理化事業					
農地耕作条件改善事業					
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業					
児島湾干拓地展示ほ場設置等事業					
畑地かんがい施設等再編事業					
補助基本額の五〇パーセント以内。ただし、一地区一年度当たり二十万円を限度とする。					

良区体制強化 事業補助金	に関する諸課 題の解決	土地改 良事業 団体連 合会	理強化対策事業 2 受益農地管理 強化対策事業	の三以内
-----------------	----------------	-------------------------	-------------------------------	------

表農林水産部の部岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金の項の次に次のように加える。

有害鳥獣駆除 班活動奨励補 助金	有害鳥獣の捕 獲による農作 物等の被害の 防止	市町村	有害鳥獣の捕獲活 動	一駆除班につき七 万円以内
狩猟による捕 獲促進事業費 補助金	有害鳥獣の捕 獲による農作 物等の被害の 防止	市町村	狩猟による有害鳥 獣の捕獲	一頭につき四千元 以内。ただし、市 町村が狩猟者に支 払う額の二分の一 に相当する額以内

表農林水産部の部岡山県経営体育成交付金の項中「経営体育成交流啓発事業」を「担
い手確保・経営強化支援事業」に、「二分の一以内」を「十分の三以内」に改め、「4
については、定額」の下に「。ただし、融資主体型補助事業にあつては、事業費の二分
の一を限度とする。」を加え、同部岡山県空き家を活用した田舎暮らし推進事業交付金
の項を次のように改める。

岡山県中山間 地域等担い手 収益力向上支 援事業交付金	中山間地域等 における農業 の担い手の収 益力の向上	市町村	1 担い手収益力 向上支援事業 2 担い手収益力 向上支援推進事 業	定額
--------------------------------------	-------------------------------------	-----	--	----

表農林水産部の部農業委員会等補助金の項中「県農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に、「農業会議活動費」を「農業委員会ネットワーク機構活動費」に改め、同部農業会議組織等活動促進費補助金の項を次のように改める。

農業委員会ネットワーク機構負担金	農業委員会ネットワーク機構の円滑な運営の促進	農業委員会ネットワーク機構	農業委員会ネットワーク機構の運営に要する経費	補助対象経費の十分の十以内
------------------	------------------------	---------------	------------------------	---------------

表農林水産部の部農業委員会交付金の項の次に次のように加える。

農地利用最適化交付金	農地等の利用の最適化に向けた積極的な活動の推進	市町村	農地利用最適化交付金	知事が定める額
------------	-------------------------	-----	------------	---------

表農林水産部の部岡山県農地集積・集約化対策事業費補助金の項中「及び県農業会議」を「、農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会」に改め、同項の次に次のように加える。

農地中間管理事業型農地耕作条件改善事業費補助金	担い手への農地集積及び集約化	農地中間管理機構、市町村及び農業団体等	1 地域内農地集積型 (1) 定額助成事業 (2) 定率助成事業 2 高収益作物転換型 (1) 定額助成事業	1の(1)及び2の(1)については、定額 1の(2)及び2の(2)については、補助基本額の五〇パーセント以内。ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山
-------------------------	----------------	---------------------	--	---

表農林水産部の部新規林業就業者確保・育成対策事業費補助金の項及び地域林業を支える技術者育成対策事業費補助金の項を次のように改める。

	(2) 業 定率助成事 業
	村、半島振興対策 実施地域、過疎地 域、特定農山村地 域又は急傾斜地帯 において行うもの にあつては、五五 パーセント以内

地域林業の担 い手サポ ート 事業補助金	市町村による 林業の担い手 の確保等に係 る総合的な取 組の支援	市町村	地域林業の担い手 サポート事業	定額。ただし、二 百万円を上限とす る。
林業担い手育 成総合対策事 業補助金	林業に必要な 専門的な知識 及び技術を備 えた人材の確 保及び育成、 就労条件の改 善、林業事業 体の経営改善 等の林業の担 い手の育成	公益財 団法人 岡山県 林業振 興基金	林業担い手育成総 合対策事業	定額

表農林水産部の部林業担い手育成総合対策事業補助金の項の次に次のように加える。

晴れの国おかやまの林業就業促進事業補助金	林業への就業促進のための情報発信に係る取組の支援	公益財団法人岡山県林業振興基金	晴れの国おかやまの林業就業促進事業	定額
----------------------	--------------------------	-----------------	-------------------	----

表農林水産部の部林業就業改善支援事業費補助金の項を次のように改める。

林業労働安全衛生推進事業補助金	林業労働の安全衛生の推進	林業・木材製造業労働災害防止協会	林業労働安全衛生推進事業	定額
-----------------	--------------	------------------	--------------	----

表農林水産部の部林業事業体リーダー育成強化事業費補助金の項を削り、同部おかやまの木づかい推進事業費補助金の項を次のように改める。

県産材需要拡大総合対策事業費補助金	エンドユーザーを対象とした展示会及び木工教室並びに広報媒体を利用したPR等の取組の支援	県産材の生産及び利用に取組む団体	県産材利用促進PR	定額。ただし、一団体当たり七十万円を限度とする。
県産材サポートターの知識の向上		一般社団法人岡山県	県産材サポート資質向上対策	定額

表農林水産部の部県産材需要拡大総合対策事業費補助金の項の次に次のように加える。

C L T等利用促進対策事業費補助金		C L Tの利用の促進及び高品質で魅力ある県産材の需要の拡大		C L T等利用促進支援事業		補助対象経費の二分の一以内。ただし、1のうち木製品の導入については百万円、2については三百五十万円を限度とする。	
県産ラミナを安定的かつ効率的に供給するための体制の整備		市町村及び公共建築物等を整備する者		C L T利用施設等支援		定額	
岡山県森林組合及び一般社		岡山県森林組合及び一般社		認定材ストック支援事業		定額	
の認証材及び		の認証材及び		の認証材及び		の認証材及び	

会、N		P O 法		人その		他知事	
が認め		る者					

認証ラミナの確保			
岡山県	木材組	合連合	会

表農林水産部の部森林施業プランナー育成支援事業費補助金の項を削り、同部森林整備加速化・林業再生事業費補助金の項を次のように改める。

森林整備加速化・林業再生事業費補助金	林業及び木材産業の生産体制の再生	地域協会の構成員である	1 強い林業・木材産業構築緊急対策	事業ごとに知事が定める額又は率
			2 林業成長産業化総合対策	
者等 間事業 及び民 林組合 村、森 市町				

表農林水産部の部森林整備加速化・林業再生事業費補助金の項の次に次のように加える。

次世代木材生産・供給システム構築事業費補助金	間伐材等の安定供給の確保	市町村、森林組合、民間事業者等	1 伐倒・搬出路網整備	事業ごとに知事が定める額又は率
			2	

表農林水産部の部公建築物等木材利用促進事業費補助金の項を削り、同部県産ヒノキ販路開拓支援事業費補助金の項を次のように改める。

合板・製材生産性強化対策事業費補助金	生産性向上等の体質強化を図るための合板・製材工場等の整備並びに原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等の一体的な推進	市町村、森林組合、木材関連業者の組織する団体等	1 体質強化計画の策定 2 木材加工流通施設等整備 3 間伐材生産・路網整備	事業ごとに知事が定める額又は率
森林認証・認証材普及促進事業費補助金	森林認証材の供給体制の構築	F M 認証又は C o C 認証を取得し、又は継続する者	1 F M 認証取得促進事業 2 C o C 認証取得促進事業	1 については、補助対象経費の二分の一以内。ただし、七十五万円を限度とする。 2 については、補助対象経費の三分の一以内。ただし、十万円を限度とする。
県産ヒノキ販路開拓支援事業費補助金	海外への県産ヒノキの製材品の P R 及び販路拡大の取組	一般社団法人岡山県木材組	県産材新販路開拓支援事業（県産材販路開拓支援）	定額

組の支援		海外への製材 品の安定的な 供給体制の確 立及び販売拠 点づくりの取 組に対する支 援	
合連合 会		市町村 及び地 域の県 産材の 輸出を 推進す る組織	
		県産材新販路開拓 支援事業（県産材 マーケティング強 化支援）	
		補助対象経費の二 分の一以内。ただ し、二百五十万円 を限度とする。	

表農林水産部の部おかやまの木で家づくり支援事業補助金の項を次のように改める。

おかやまの木 で家づくり支 援事業補助金		木造住宅の普 及促進及び県 産乾燥材の使 用推進による 県産材の需要 拡大	
		県産乾 燥材を 使用す る木造 住宅を 新築す る者	
		おかやまの木で家 づくり支援事業	
		一戸当たり二十万 円	

表農林水産部の部おかやまの木の住まい整備促進事業補助金の項及びC L T等産地化形成促進事業費補助金の項を削り、同部造林事業補助金の項中「耕作放棄地等森林整備」を「耕作放棄地等森林造成」に、「造林未済地緊急造林」を「花粉発生源対策促進事業」に改め、同部おかやま元気な森づくり推進事業費補助金の項を次のように改める。

おかやま元気 な森づくり推 進事業補助金		森林の持つ公 益的な機能の 持続的な発揮	
		市町村 及び事 業施行 者	
		1 除伐・間伐 2 森づくり作業 3 搬出促進 道整備	
		1及び4から6 までについては、 定額。ただし、4 のうち植栽にあつ	

4 多様な森づくりの推進	では、標準経費の六八パーセント
5 森林吸収源対策加速化事業	2及び3については、補助基本額の二分の一以内。
6 低コスト再造林構築モデル事業	ただし、2のうち作業道補修にあつては、査定事業費の二分の一以内

表農林水産部の部水産基盤整備事業補助金の項中「十分の七」を「十分の六・五」に、「地域再生基盤強化交付金事業」を「地方創生推進交付金事業」に、「港整備交付金事業」を「地方創生港整備推進交付金事業」に改め、同部産地水産業強化支援事業補助金の項中「産地水産業強化支援事業補助金」を「産地水産業強化支援事業」に、「発展と」を「発展及び」に改め、同項の次に次のように加える。

水産業競争力強化緊急事業	市町 村、漁業協同組合、漁業協同組合、及び知事指 定する法人	水産業競争力強化緊急施設整備事業	補助基本額の十分の七・五以内
漁村地域の競争力強化			
水産業及び漁村の多面的機能発揮	市町村	1 水産多面的機能発揮対策事業	1については、補助基本額の二分
岡山県水産多面的機能発揮			

対策交付金	
能の発揮	
2 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業	
定額	の1以内 2については、

〔四一〕 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年九月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福老

三 代表者の氏名

中島 雅子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市上東一〇七七番地五グリーンヴィラB

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、障害児、高齢者、その他手助けを必要としているすべての人に対して、在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四一二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十八年九月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	測 量 期 間
岡山市東区西大寺 地内、笠岡市用之 江地内、城見台地 内、茂平地内、備 前市日生町日生地 内、日生町大多府 地内、瀬戸内市全 域	基本測量（空中写真撮影・オ ルソ作成）	平成二十八年十月二十八日か ら平成二十九年三月三十一日 まで

〔四一三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇〇九号 平成二十八年九月 十六日		浅口市鴨方町鴨方字紅屋通一四六八 番九、一四六八番九地先水路	六・〇〇	八一・〇〇

〔四一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年九月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字庄義一四二―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市総社二丁目一九―一

総社土地開発株式会社

代表取締役 小川美千代

三 許可番号

岡山県指令建指第五一号

〔四一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年九月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字庄義一一四二―一

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市総社二丁目一九―一一

総社土地開発株式会社

代表取締役 小川美千代

五 許可番号

岡山県指令建指第五一号